

# 福井県報

号外第35号  
令和6年  
5月24日(金)  
火曜日発行

— 目 次 —

規 則

(※は県例規集登載事項)

※福井県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(三八・D  
X推進課) ..... 二

規則

福井県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年五月二十四日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第三十八号

福井県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県個人番号の利用等に関する条例施行規則（令和元年福井県規則第三十号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

（条例別表第二の規則で定める事務および情報）

第三条 条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、前条第三項に定める事務とし、同表第二の一の項の規則で定める情報は、当該申請に係る生徒または学生の保護者等に係る次に掲げる情報とする。

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「利用特定個人情報提供に関する命令」という。）第十五条第一号ロに規定する生活保護実施関係情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）
- 二（略）

2 条例別表第二の二の項の規則で定める事務は、前条第五項第一号から第四号まで、第八号および第九号に掲げる事務とし、同表第二の二の項の規則で定める情報は、利用特定個人情報提供に関する命令第四十四条第一号に掲げる情報とする。

3 条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、利用特定個人情報の提供に関する命令第六十三各号に規定する事務とし、同表第二の三の項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ、それぞれ利用特定個人情報の提供に関する命令第六十三各号に規定する情報とする。

4～6（略）

（条例別表第三の規則で定める事務および情報）

第四条 条例別表第三の一の項の規則で定める事務は、利用特定個人情報の提供に関する命令に掲げる事務（当該事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める情報に特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四号）第二条の経費の支弁に関する情報を含むものに限る。）とし、同表第三の一の項の規則で定める情報は、生活保護法第六条第二項の要保護者に係る特

改正前

（条例別表第二の規則で定める事務および情報）

第三条 条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、前条第三項に定める事務とし、同表第二の一の項の規則で定める情報は、当該申請に係る生徒または学生の保護者等に係る次に掲げる情報とする。

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号。以下「法別表第二主務省令」という。）第八条第一号イに規定する生活保護実施関係情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）
- 二（略）

2 条例別表第二の二の項の規則で定める事務は、前条第五項第一号から第四号まで、第八号および第九号に掲げる事務とし、同表第二の二の項の規則で定める情報は、法別表第二主務省令第十九条第一号に掲げる情報とする。

3 条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、法別表第二主務省令に定める事務とし、同項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ、それぞれ法別表第二主務省令に掲げる者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

4～6（略）

（条例別表第三の規則で定める事務および情報）

第四条 条例別表第三の一の項の規則で定める事務は、法別表第二主務省令に掲げる事務（当該事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める情報に特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四号）第二条の経費の支弁に関する情報を含むものに限る。）とし、同表第三の一の項の規則で定める情報は、生活保護法第六条第二項の要保護者に係る特別支援学校への就

別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。次項において同じ。）とする。

2～6 (略)

7 条例別表第三の七の項の規則で定める事務は、利用特定個人情報提供に関する命令に掲げる事務（当該事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める情報に生活保護実施関係情報が含まれるものに限る。）とし、同表第三の七の項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ、それぞれ利用特定個人情報の提供に関する命令に掲げる者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。次項において同じ。）とする。

2～6 (略)

7 条例別表第三の七の項の規則で定める事務は、法別表第二主務省令に掲げる事務（当該事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める情報に生活保護実施関係情報が含まれるものに限る。）とし、同表第三の七の項の規則で定める情報は、当該事務の区分に応じ、それぞれ法別表第二主務省令に掲げる者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

附則

この規則は、令和六年五月二十七日から施行する。

令和六年五月二十四日発行  
発行人 千九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県